



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 11 月 5 日 (木曜日) 第 153 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○民有林の保安林の指定 (3件) …………… (“) 1	
○道路の区域の変更 (5件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 3	
公 告	

○ふぐ処理師試験の実施…………… (衛生管理課) 3
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 4
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 4
○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 5
教育委員会公告
○落札者等の公告…………… 5
正 誤
○令和 2 年 4 月 2 日 付 け 県 公 報 (第 94 号) 中…………… 5

告 示

宮崎県告示第 894号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字下ノ原乙 2211-63、字日野平乙 2290-14、乙 2290-19、乙 2290-23、乙 2290-26、乙 2290-32、乙 2296-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 895号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字出口乙 233-17

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 896号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字前谷 62-09、字梅ノ谷 7083、字中ノ内 7767

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 897号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字六字4767-8、字檜原4768-3、4768-5、4768-12、4768-15
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 898号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和 2 年11月 5 日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市関之尾町7221番92地先から同市庄内町13099番11まで	旧	16.9～41.4	40.2
				新	14.0～17.3	40.2

宮崎県告示第 899号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和 2 年11月 5 日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町笛水字前畑1507番8地先から小林市野尻町東麓字戸戸4043番1地先まで	旧	6.6～22.4	638.0
				新	7.0～25.5	638.0

宮崎県告示第 900号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和 2 年11月 5 日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
106	県道	大倉田財部線	都城市関之尾町6583番17地先から同市同町6583番9地先まで	旧	12.6～23.8	15.0
				新	19.7～24.0	15.0

宮崎県告示第 901号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和 2 年11月 5 日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
237	県道	北方高千穂線	西臼杵郡日之影町大字七折字平底12113番5から同郡同町同大字同字 12113番5まで	旧	9.9～10.3	11.0
				新	9.9～12.4	11.0

宮崎県告示第 902号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和 2 年11月 5 日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
435	県道	益安平	日南市大字	旧	5.3～	1112.5

山線	平山字藪下 25番4地先 から同市同 大字字松花 399番1地 先まで	新	43.1	1090.0
			15.3～ 79.6	
	15.3～ 70.9	1090.0		

宮崎県告示第 903号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 11 月 5 日から同年同月 19 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町笛水字前 畑1507番8 地先から小 林市野尻町 東麓字舟戸 4043番1地 先まで	令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県告示第 904号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 11 月 5 日から同年同月 19 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平底 12113番5 から同郡同 町同大字同 字 12113番 5まで	令和 2 年 11 月 5 日

公 告

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により

、令和 2 年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
令和 3 年 1 月 25 日（月曜日）及び 1 月 26 日（火曜日）
- 試験の場所
宮崎市保健所 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 6 番地 2
- 試験科目及び試験時間

種類	試験科目	日程	時間
学科 試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 （ふぐに関する知識を含む。）	1 月 25 日 （月曜日）	午前 10 時 から午前 11 時まで
実技 試験	ふぐの種類鑑別	1 月 25 日 （月曜日）	午前 11 時 15 分から 正午まで
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び 食用適否判断	1 月 25 日 （月曜日）	午後 零 時 30 分から 午後 5 時 までのう ち約 1 時 間
		1 月 26 日 （火曜日）	午前 10 時 から午後 5 時まで のうち約 1 時間（ 受験者数 次第では 、終了時 間を延長 して 25 日 のみとな ることが ある。実 技の日時 については、後日 送付する 受験票で 通知する 。）

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の規定により栄養士の免許を受けている者
- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者（中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業し

た者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者）で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくはそうざい製造業を行う施設、寄宿舍、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設又は食品等取扱条例（昭和26年宮崎県条例第21号）第3条第2項第1号の製造業の施設のうち、鮮魚介類（生きているものを除く。）及びその製品を取り扱う施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの

5 受験手数料

7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 受験願書の受付期間

令和2年11月24日（火曜日）から12月4日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とし、郵送の場合は、12月4日付けの消印のあるものまで有効とする。

7 受験願書の提出先

受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地（現に業務に従事していない者にあつては、その住所地）を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

8 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
- (2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し（提出先の保健所で写しをとるので、原本も提出すること。）
- (3) 4(2)に該当する者は、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、修了証明書、学力に関する証明書又は卒業証書の原本）、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したこと及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準による所定の課程の受講証明書 各1通
- (4) 写真（最近3か月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦 3.5センチメートル、横 2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの） 1葉
- (5) 受験票及び写真票（返信用63円切手を貼付） 1通

9 受験票の交付

受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。

10 受験者心得

- (1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
- (2) 持参するもの
受験票、筆記用具、実技試験用ふぐ（トラフグ）、包丁、白衣などの作業着、帽子、マスク、前掛け、作業用靴及び手ぬぐい

11 その他

- (1) 実技試験用のトラフグは、大きさが 800グラム以上のものであること。
- (2) 合格発表は、令和3年2月10日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所及び県庁ホームページにて掲示する。
- (3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7076）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド高千穂店
西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 403-2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）午前6時から午後10時まで
（変更後）午前6時から午後10時まで（荷さばき施設①）
24時間（荷さばき施設②）

4 変更の年月日

令和2年10月24日

5 変更する理由

営業施策のため

6 届出年月日

令和2年10月23日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年11月5日から令和3年3月5日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和2年11月5日から令和3年3月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、川南原土地改良区（川南町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和2年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	宮越幸大	児湯郡川南町大字川南 16949

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 9 条第 1 項の規定により、
建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 2 年 10 月 26 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士
 - (1) 氏名
浜砂 国男
 - (2) 二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
 - (3) 登録番号
宮崎県知事登録第 2573 号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 の規定により、二級建築士が死亡した旨の
届出があったため。

教育委員会公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年 11 月 5 日

宮崎県立図書館長 中 原 光 晴

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和 2 年度宮崎県立図書館システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
宮崎市船塚 3 丁目 210 番地 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 9 月 10 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 株式会社富士通マーケティング宮崎支店 宮崎県宮崎市錦町
1 番 10 号
 - (2) 富士通リース株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区東比恵
3 丁目 1 番 2 号
- 5 随意契約に係る契約金額
112,655,400 円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意
契約

正 誤

令和 2 年 4 月 2 日付け県公報（第 94 号）中

ページ	段	行	誤	正
6	右	1	令和 2 年 4 月 2 日か ら同年同月 16 日まで	令和 2 年 11 月 5 日か ら同年同月 19 日まで
6	右	12	8.1	13.5

--	--